

「地域公共交通サービス水準強化等事業」業務委託 基本仕様書

1 業務の名称

地域公共交通サービス水準強化等事業

2 業務の目的

鉄道、路線バス、コミュニティ交通等の「地域公共交通」は、これまで交通事業者による経営努力や自治体による財政支援によってその収支改善・利便性向上を図ってきたが、利用者数の減少や運転士不足の深刻化に歯止めがかからず、危機的な状況にある。

地方では路線廃止などの交通空白地が大きな課題である一方、都市圏では運転士不足等を要因とする公共交通の利便性低下に伴う渋滞発生が深刻である。

こうした課題に対応するためには、地域ごとに幹線及びコミュニティ交通が果たすべき役割を踏まえ、各路線に求められる具体のサービス水準を設定し、関係者の共通認識のもと、限られた輸送資源をフル活用して当該水準まで公共交通の供給力及び利便性を引き上げる施策を展開する必要がある。

そこで、令和8年3月に策定した新たな「熊本県地域公共交通計画」に基づき、「地域公共交通サービス水準強化等事業」を実施し、各地域に求められるサービス水準の設定、及び当該水準を達成しうる、地域に最適な公共交通の導入や輸送資源のフル活用に係るノウハウ指導など、熊本県地域公共交通協議会が地域に伴走して支援を行うことで、交通事業者及び市町村の自走を促し、県内全域で将来まで持続可能な公共交通網を構築することを目的とする。

3 業務の内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。

(1) 業務実施の準備

本業務を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、委託者と十分な打合せを行う。

(2) 業務の適切な運営・管理

(3) から (5) に掲げる事業について、把握・整理した情報を基に、当該事業に記載する項目を実施するほか、業務に係る組織体制の円滑な運営を図り、委託者の求めに応じて必要な助言や資料の提供・作成を行う。

なお、(3) 及び (4) に掲げる事業については、基本的には令和8年（2026年）7月末までに各地域における公共交通のサービス水準のモデルの作成を、令和8年（2026年）10月末までに各地域における具体のサービス

水準の設定を、令和9年（2027年）1月末までに設定したサービス水準に基づく地域に最適な交通体系の構築に向けた伴走支援の完了を想定しており、これを念頭に業務を進めることとする。

（3）地域公共交通サービス水準強化事業

- ① 委託者が選定する2地域^{※1}を運行する、鉄道、路線バス、コミュニティ交通^{※2}、タクシー等の全ての公共交通の運行状況や利用実態（タクシーに関しては当該地域における営業所の有無など）を調査し、③のワークショップにおいてサービス水準を協議する際の参考資料としてとりまとめる。とりまとめに当たり受託者が必要とする資料、データ等は、委託者が提供可能なものに限り提供する。
- ② ①の調査結果を基に、2地域ごとに、公共交通（ただし、路線バス及びコミュニティ交通に限る。）のサービス水準のモデルを作成する。サービス水準のモデルの作成に当たっては、令和8年3月に策定した「熊本県地域公共交通計画」が定めるサービス水準の目標、設定の考え方等を踏まえ、当該地域を運行する公共交通の輸送量、運行回数、利用実態、地域特性等の現状に基づき、具体のサービス水準の目標値を設定の上、作成するものとする。
- ③ 2地域ごとに、当該地域の市町村及び交通事業者（以下「対象者」という。）を対象とするワークショップを開催・運営し、公共交通（ただし、路線バス及びコミュニティ交通に限る。）のサービス水準の設定を行う。
サービス水準の設定は、②で作成したサービス水準のモデルを参照して対象者がその実現可能性や代替案を協議のうえ行うものとし、ワークショップは各地域において4～10回程度、サービス水準の設定が完了するまで必要に応じて開催する。
- ④ ③で設定したサービス水準に基づき、当該水準を達成するため、対象者に対し、最適な交通体系の構築に向けた伴走支援を実施する。
具体的には、車両のダウンサイジング、路線バスからコミュニティ交通への転換、幹線の供給力の強化等を想定しており、当該施策の実現に向けた具体の手続きやノウハウの指導、有効な施策の提案等、実装に至るまでの一貫した支援を行う。

※1 「地域」とは、「【資料編】熊本県地域公共交通計画（令和8年3月策定）」p8の表で定める地域ブロックを1地域の単位とする。

（2地域選定の例）：宇城地域、水俣・芦北地域 等

【参照 URL】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/25/89625.html>

※2 「コミュニティ交通」とは、コミュニティバス、乗合タクシー、公共ライドシェア等の、市町村が主体となって計画又は運行するものをいう。

(4) 地域課題の解決に向けた市町村への伴走支援・人材育成推進事業

- ① 地域公共交通政策に積極的かつ独自に取り組む2地域程度((3)で選定した2地域以外の地域。以下「個別地域」という。)において、公共交通のサービス水準の設定を行い、併せて、公共交通に関する課題解決に向けた総合的な伴走支援を実施する。
- ② 個別地域を運行する、鉄道、路線バス、コミュニティ交通、タクシー等の全ての公共交通の運行状況や利用実態(タクシーに関しては当該地域における営業所の有無など)を調査し、④のワークショップにおいてサービス水準を協議する際の参考資料としてとりまとめる。とりまとめに当たり受託者が必要とする資料、データ等は、委託者が提供可能なものに限り提供する。
- ③ ②の調査結果を基に、個別地域ごとに、公共交通(ただし、路線バス及びコミュニティ交通に限る。)のサービス水準のモデルを作成する。サービス水準のモデルの作成に当たっては、個別地域において策定している交通政策の方針や将来像、令和8年3月に策定した「熊本県地域公共交通計画」が定めるサービス水準の目標、設定の考え方等を踏まえ、当該地域を運行する公共交通の輸送量、運行回数、利用実態、地域特性等の現状に基づき、具体のサービス水準の目標値を設定の上、作成するものとする。
- ④ 個別地域ごとに、個別地域の市町村及び交通事業者(以下「個別地域対象者」という。)を対象とするワークショップを開催・運営し、公共交通(ただし、路線バス及びコミュニティ交通に限る。)のサービス水準の設定を行う。

サービス水準の設定は、③で作成したサービス水準のモデルを参照して個別地域対象者がその実現可能性や代替案を協議のうえ行うものとし、ワークショップは個別地域において、サービス水準の設定が完了するまで必要に応じて開催する。
- ⑤ ④で設定したサービス水準に基づき、当該水準を達成するため、個別地域対象者に対し、最適な交通体系の構築に向けた伴走支援を実施する。

具体的には、車両のダウンサイジング、路線バスからコミュニティ交通への転換、幹線の供給力の強化等を想定しており、当該施策の実現に向けた具体の手続きやノウハウの指導、有効な施策の提案等、実装に至るまでの一貫した支援を行う。
- ⑥ ②から⑤に掲げるサービス水準の設定と並行して、個別地域対象者の求めに応じ、適宜、地域公共交通に関する課題解決に向けた支援を実施する。

具体的には、公共交通に係る会議体の運営、地域公共交通計画の策定、交通再編のための施策提案等、課題解決に向けた手続きやノウハウの指導を想定しており、個別地域における交通政策の円滑な運営を後押しするも

のとする。

(5) 輸送資源のフル活用推進・企画立案事業

- ① 県内全域における運転士、車両等の輸送資源のフル活用を推進するため、県庁内組織である「輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム」(以下「PT」という。)の運営を支援する。
- ② 輸送資源のフル活用について、他県の事例等の収集を行い、本県における具体の有効な施策を提案する。
- ③ ②の施策提案について、PTにおける報告や協議を行い、実装までの手続きやノウハウに係る助言、指導等、実装から横展開までフル活用の推進に向けた取組みを実施する。

【参照 URL】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/25/259610.html>

4 打合せ協議

少なくとも業務着手時、中間時3回、業務完了前の計5回、打合せ協議を行う。

5 成果品

- ・業務報告書 1
- ・3(3)及び(4)の事業における、サービス水準の設定に係る成果物の電子データ(CD-R) 1式
- ・3(3)及び(4)の事業における、サービス水準の設定に係る成果物の電子データ(Excel及びWord形式のもの) 1式

6 履行期間

契約締結の日から令和9年(2027年)2月12日(金)まで

7 その他

- (1) 成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、契約期間中及び契約期間終了後のいずれにおいても、委託者の許可なく他の業務等に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- (3) 受託者は、委託者と緊密な連携を保ちつつ、業務を遂行するものとする。
- (4) 業務の遂行に当たって、本仕様書に定めのない事項が生じた場合、又は疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議を行うものとする。